

熊本県生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
(小規模法人のネットワーク化による協働推進事業等) 交付要領

(趣 旨)

第1条 知事は、社会福祉法人による小規模法人のネットワーク化による協働推進事業等に取り組む市町村及び社会福祉法人等に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによるものとする。

(補助の対象期間)

第2条 補助対象期間は、当該年度の4月1日から翌年3月31日までとする。

(補助金等の交付申請)

第3条 要項第3条第1項の申請書の提出期限及び要項第3条第2項第1号の事業計画書は、別に定めるものとする。

2 要項第3条第2項第3号のその他必要とする書類は、次のとおりとする。

- (1) 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金所要額調書（別記第1号様式）
- (2) 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金支出予定額内訳書（別記第2号様式）
- (3) その他参考となる資料

(補助事業等の内容等の変更)

第4条 要項第5条第2項の事業変更計画書は、第3条で定める事業計画書を準用する。

2 規則第7条第1項の変更申請書には、要項第3条第2項に掲げる書類を添付するものとする。

(交付の条件)

第5条 補助金の交付の条件は、規則第5条第1項各号に掲げるもののほか次に定めるとおりとする。

- (1) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (2) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(申請の取下げ)

第6条 要項第6条に規定する申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

(実績報告)

第7条 要項第9条第3項の実績報告書の提出期限は、翌年3月31日までとし、要項第9条第2項第1号の事業実績書は、別に定めるものとする。

2 要項第9条第2項第3号のその他知事が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金精算書（別記第3号様式）
- (2) 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金支出済額内訳書（別記第4号様式）
- (3) その他参考となる資料

附 則

この要領は、令和元年（2019年）6月12日から施行し、平成31年（2019年）4月1日から適用する。

この要領は、令和3年（2021年）9月1日から施行する。

この要領は、令和4年（2022年）7月11日から施行し、令和4年（2022年）4月1日から適用する。

別記第1号様式（第3条及び第4条関係）

年度熊本県生活困窮者就労準備支援事業費等補助金所要額調書
（小規模法人のネットワーク化による協働推進事業等）

（単位：円）

区分	総事業費 A	収入額 B	差引額 (A-B) C	対象経費 支出予定額 D	基準額 E	選定額 F	県補助 基本額 G	県補助 所要額 H	備考
社会福祉連携推進法人の設立支援事業									
法人間連携プラットフォーム の設置運営事業									
合計									

- (注) 1 F欄には、C欄とD欄とE欄を比較して少ない方の額を記載すること。
2 G欄に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

別記第2号様式（第3条及び第4条関係）

年度熊本県生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
支出予定額内訳書
(小規模法人のネットワーク化による協働推進事業等)

科目	支出予定額	積算内訳
報酬		
旅費		
報償費		
賃金		
需用費		
消耗品費		
印刷製本費		
食糧費		
燃料費		
光熱水費		
修繕料		
会議費		
使用料		
賃借料		
役務費		
雑役務費		
通信運搬費		
手数料		
委託料		
備品購入費		
合 計		

別記第3号様式（第7条関係）

年度熊本県生活困窮者就労準備支援事業費等補助金精算書
（小規模法人のネットワーク化による協働推進事業等）

（単位：円）

区分	総事業費 A	収入額 B	差引額 (A-B) C	対象経費 支出済額 D	基準額 E	選定額 F	県補助 基本額 G	県補助 所要額 H	県補助金 交付決定額 I	県補助金 受入済額 J	県補助金 過不足額 K	備考
社会福祉連携推進法人 の設立支援事業												
法人間連携プラットフォーム の設置運営事業												
合計												

- (注) 1 F欄には、C欄とD欄とE欄を比較して少ない方の額を記載すること。
2 G欄に千円未満の端数が生じた場合は切り捨てること。

別記第4号様式（第7条関係）

年度熊本県生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
支出済額内訳書
(小規模法人のネットワーク化による協働推進事業等)

科目	支出済額	積算内訳
報酬		
旅費		
報償費		
賃金		
需用費		
消耗品費		
印刷製本費		
食糧費		
燃料費		
光熱水費		
修繕料		
会議費		
使用料		
賃借料		
役務費		
雑役務費		
通信運搬費		
手数料		
委託料		
備品購入費		
合 計		